

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
[REDACTED]
上記代理人 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
不作為庁 神戸市須磨福祉事務所長

審査請求人が、令和2年12月11日付けで提起した不作為庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請に対する不作為についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る不作為は、違法である。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、平成31年2月20日から、法による保護を受けている。
- 2 令和2年5月25日、審査請求人が不作為庁に来所し、「審査請求人が居住するマンション上階の住人との騒音トラブルにより、審査請求人の妻の精神状態が悪化していることに伴い、転居を希望する」旨について相談した。
- 3 令和2年5月28日、審査請求人が不作為庁に来所し、「先日、何者かが騒音を理由に警察に通報し、警察が審査請求人宅に来た」という相談を行った。
その際、不作為庁は、転居費用を現時点では支給できない旨を口頭で回答した。
- 4 令和2年6月17日、審査請求人及び代理人が不作為庁に来所し、敷金等及び移送費支給に係る口頭申請及び診断書の提出を行った。
同日、不作為庁はケース診断会議を実施した。
- 5 令和2年6月29日、不作為庁は審査請求人代理人あて「転居費用が支給できない理由」を電話にて回答した。
- 6 令和2年8月26日、不作為庁は、審査請求人宅を訪問し、居宅面談を実施した。その際、現時点では転居費用を支給できない旨を回答した。
- 7 令和2年10月21日、不作為庁は嘱託医（精神科医）に病状に対する見解を聴取した。
- 8 令和2年11月13日、代理人から不作為庁へ検討状況の確認の電話があり、現時点では転居

費用を支給できない旨を回答した。

- 9 審査請求人は、令和2年12月11日、兵庫県知事（審査庁）に対し、本件申請に対して応答することを求める旨の審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は不作為庁あて、医師の診断書も添付のうえ、明確な申請意思をもって生活保護法に基づく保護変更（転居費用）を求める口頭申請をしたが、保護決定（転居費用の支給）の処分がなされていないため、本件申請に対する不作為は違法、不当であるので、速やかに保護変更決定（転居費用の支給）の処分をするよう求める。

2 不作為庁の主張

審査請求人からの保護変更（転居費用の支給）の口頭での転居費用の申請相談に対して、支給の可否を回答しており、令和3年6月29日以降の回答以降も警察への事実確認、居宅面談、嘱託医・主治医への病状聴取、関係課との情報共有を通じて、「病気療養上著しく環境条件が悪い」と認められるかについて、継続して状況を確認しており、その都度、当該時点での支給可否について口頭で回答しており、なんら、違法、不当な取扱いはしていない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法による保護は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するものであるところ（法第1条）、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており、（法第4条第1項）、そして、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる」ものとされている（同条第2項）。法第4条は、生活保護制度における基本的な原理の一つである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」とされている。
- (2) 法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており（法第8条第1項）、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされている（同条第2項）。

また、同条第1項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。本件処分時の最終改正：令和2年厚生労働省告示124号。以下「保護の基準」という。）によって定められている。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活水準は、保護の基準によっ



て算定される最低生活費の認定によって具体化されるものであり、保護の要否及び程度は、保護の基準によって算定された需要と要保護者世帯の収入とを比較し、その収入で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものである。

- (3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本件処分時の最終改正：令和2年3月30日付け厚生労働省発社援0330第3号。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。本件処分時の最終改正：令和2年3月30日付け社援発0330第17号。）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。本件処分時の最終改正：令和2年3月31日付け社援保発0331第3号。以下「課長通知」という。）が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知（以下、これらの通知をまとめて「処理基準」という。）によるものとされている。

また、保護の実施に当たっての参考として、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。本件処分時の最終改正：令和2年4月13日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が示されている。

- (4) 行政不服審査法第1条第1項では、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」とされている。

- (5) 不作為の審査請求については、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」とされている（行政不服審査法第3条）。

- (6) 生活保護は、「要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。」とされている。（法第7条）

- (7) 生活保護の面接相談においては、「保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること」とされている。（課長通知問第9の1）

- (8) 保護の申請については、「保護の開始若しくは変更を申請する者は、（中略）申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」とされている。

なお、「第1項から第7項までの規定は法第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」とされている。（法第24条第1項及び第9項）

- (9) 保護の申請については、「申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。」とされているが、口頭による申請があった場合は、「あらためて書面で提出することを求めたり、申請者の状況

から書面での提出が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聴き取り、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し記名を求めると、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要がある。」とされている。(問答集問9-1)。

- (10) 保護の申請に対する決定については、「保護の実施機関は、保護の開始若しくは変更の申請があったときは、(中略)申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」とされており、また、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」とされている(法第24条第3項、第4項及び第9項)。

2 本件不作為について

- (1) 審査請求人は、審査請求人の妻の病状悪化の契機が上階住人とのトラブルであることを理由に、令和2年6月17日に口頭にて本件申請を行ったが、令和2年12月11日時点で保護決定(転居費用の支給)の処分がなされていないとして、本件申請に対する処分を求めている。

- (2) 不作為庁は、請求人から申請書の提出がなかったため、あくまで申請相談であり、都度当該時点での転居費用の支給可否を口頭回答している旨を主張しているが、課長通知問第9の1によると、「生活保護の面接相談においては、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること」とされており、不作為庁は請求人からの相談があった時点で、申請書を交付すべきであり、不作為庁の対応は、違法又は不当な取扱いであると言わざるを得ない。

- (3) 次に不作為庁は、審査請求人からの口頭での転居費用の申請相談に対して支給の可否を回答していると主張しており、なんら違法不当な取扱いではないと主張している。

しかしながら、保護の申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法に行われなければならないような様式行為ではなく非様式行為であって、口頭申請が認められる余地があることや、口頭で申請の申し出があった場合等には、実施機関側で必要事項を聞き取り、書面に記載した上で、その内容を本人に説明し記名を求めると、申請行為があったことを明らかにするための対応を行う必要があるとされているが、申請行為があったと明確にすべき対応がなされていない。

- (4) また、不作為庁は、審査請求人の妻の診断書を提出した上での転居相談に対して、ケース診断会議において、転居費用を支給しないことを決定し、その旨、審査請求人に口頭で回答していることから、令和2年6月17日に申請が行われたものと認められるのが相当である。

- (5) 以上のことを踏まえると、本件申請は法第7条、法第24条第1項及び第9項に基づく保護の変更申請であって、申請書によらないものの、審査請求人が不作為庁に対して申請に必要な事項が説明されており、有効なものであると考えられる。

よって、不作為庁は、法第24条第3項及び第4項に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して、決定の理由を付して書面をもってこれを通知する必要がある。

3 結論

前記「理由 2 本件不作為について(5)」で述べたとおり、不作為庁は、本件申請に対して、

法第 24 条第 3 項及び第 4 項に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して、決定の理由を付して書面をもってこれを通知する必要があるが、現時点では何ら処分をしていないことから、不作為が認められる。

なお、本審査請求においては、申請をしたにもかかわらず、転居費用の支給がなされていないとして、転居費用の支給を求めることに対して審査するものではない。

令和 4 年 3 月 31 日

兵庫県知事 齋藤元彦

